

審査基準（公表用）

様式第3号

所管部（局）・課 健康福祉本部 長寿社会課

法令名	介護保険法	法令の番号	平成9年法律第123号						
許認可等の種類	指定調査機関の指定	根拠条項	第115条の36第1項及び第2項						
審査基準	(1) 介護保険法（平成9年法律第123号）第115条の36第1項及び第2項								
	(2) 介護保険法施行令（平成10年政令第412号）第37条の3								
	(3) 介護保険法施行規則（平成11年3月31日 厚生省令第36号）第140条の50								
	(4) 佐賀県指定調査機関及び指定情報公表センター指定事務要項								
受付機関	長寿社会課	処理機関	長寿社会課	交付機関	長寿社会課	標準処理期間	14日	目次	
						標準経由期間	日	NO	